

## 臨時代理報告第1号

### 鳥栖市いじめ問題対策委員会臨時委員の任命について

#### (提案理由)

鳥栖市いじめ問題対策委員会設置条例第5条第2項により学識経験者2名(弁護士1名及び大学教授1名)を、臨時委員として任命する必要があるため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月14日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利